

第 9 号

財産の無償譲渡について

財産を次のように無償で譲渡することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	財産の概要	無償譲渡の相手方	無償譲渡の目的
土地	熊本市中央 区大江一丁 目805番 3ほか9筆	市営改良住宅 川鶴団地及び 同本山団地用 地 面積13,390.69 平方メートル	熊本市	市営改良住宅用 地として公共用 に活用するた め。

(提案理由)

熊本市に財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。